

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、
褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。